

# 有害物質による地下水汚染の未然防止を目的として 水質汚濁防止法が改正されました

施行日：平成 24 年 6 月 1 日

## 改正の概要

### 1 届出対象施設の追加

有害物質使用特定施設<sup>(注1)</sup>、有害物質貯蔵指定施設<sup>(注2)</sup>の構造や施設等について、設置する前の届出が必要になりました。

法施行の時点（平成24年6月1日）で、これらの施設を設置している場合には、平成24年6月30日までに使用届の提出が必要です<sup>(注3)</sup>。

（注1）有害物質をその施設において製造、使用し、又は処理する特定施設

（注2）有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれのある施設

（注3）既に届出をしている有害物質使用特定施設については、使用届出は不要です。しかし、施設の構造等の変更の際には届出が必要となります。

### 2 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関して、構造等に関する基準<sup>(注1)</sup>の遵守が必要になりました<sup>(注2)</sup>。

（注1）施設設置場所の床面及び周囲、付帯配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設のそれぞれについて、基準が設けられました。

（注2）法施行の時点（平成24年6月1日）で、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置している場合は、その構造等に関する基準の適用が平成27年5月31日まで猶予されます（定期点検は必要）。

なお、この間に、猶予期間後に適用される構造等に関する基準に適合するよう施設の構造等及び定期点検の方法を変更してください。また、施設の構造等の変更の際には、事前の届出が必要となりますので、ご注意ください。

### 3 定期点検の義務

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に関して、定期点検<sup>(注1)</sup>や結果の記録・保存<sup>(注2)</sup>が必要になりました。

(注1) 施設本体、床面及び周囲、付帯配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設について、ひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無、有害物質の漏えい等の有無の確認を、目視又は検知システムの導入等により行う。

(注2) 定期点検の結果は、3年間の保存義務があります。

#### ～有害物質一覧（水質汚濁防止法施行令第2条）～

- |                           |                                     |
|---------------------------|-------------------------------------|
| 1 カドミウム及びその化合物            | 15 一・二-ジクロロエチレン                     |
| 2 シアン化合物                  | 16 一・一・一-トリクロロエタン                   |
| 3 有機リン化合物                 | 17 一・一・二-トリクロロエタン                   |
| 4 鉛及びその化合物                | 18 一・三-ジクロロプロパン                     |
| 5 六価クロム化合物                | 19 チウラム                             |
| 6 砒素及びその化合物               | 20 シマジン                             |
| 7 水銀及びアルキル水銀<br>その他の水銀化合物 | 21 チオベンカルブ                          |
| 8 ポリ塩化ビフェニル               | 22 ベンゼン                             |
| 9 トリクロロエチレン               | 23 セレン及びその化合物                       |
| 10 テトラクロロエチレン             | 24 ほう素及びその化合物                       |
| 11 シクロロメタン                | 25 ふつ素及びその化合物                       |
| 12 四塩化炭素                  | 26 アンモニア、アンモニウム化合物亜<br>硝酸化合物及び硝酸化合物 |
| 13 一・二-ジクロロエタン            | 27 塩化ビニルモノマー                        |
| 14 一・一-ジクロロエチレン           | 28 一・四-ジオキサソ                        |

#### 【お問い合わせ先】

山梨県庁大気水質保全課水質担当（電話055-223-1511）

工場・事業場の所在地を管轄する林務環境事務所環境課

中北林務環境事務所（電話0551-23-3090）

峡東林務環境事務所（電話0553-20-2739）

峡南林務環境事務所（電話055-240-4141）

富士・東部林務環境事務所（電話0554-45-7811）

\* 甲府市内の工場・事業場にあつては、甲府市環境部環境保全課公害対策係に（電話055-241-4312）お問い合わせください。